

## 中村真司 罰則金制度取決め

中村真司は、以下の事項を厳守することを、ここにお誓い致します。

- 一 メール返信無し                   12時間経過に付き3000円（送信時間から）
- 二 コールバック無し               12時間経過に付き5000円（送電時間から）
- 三 期日期限違反                   12時間経過に付き8000円
- 四 携帯電話不通                   12時間経過に付き10000円（不通を確認した時点から）
- 五 携帯電話料金未納不通   1日に付き10000円                   （不通を確認した時点から）

上記の被害、影響を受けた者は速やかに監督若しくはキャプテンに連絡し、その時点から罰則期限発動のカウントがされる。

納付方法は原則として現金とし、その罰則金が確定した月の25日に監督若しくはキャプテンに支払いをする。  
正当な理由なくしてこの納付期限25日を過ぎた場合、10000円の罰則金とする。

この罰則金の適用は2012年7月1日から適用される。

予期無く改正、訂正、追記される。

更新   2012/07/30   中村真司更生委員会作成